

坂井市キッチンカー等導入支援事業費補助金 募集要領

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式に対応するため、販路開拓や業種転換等を図る市内の中小企業者に対して、キッチンカーまたは移動販売車（以下、「キッチンカー等」という。）を導入することを支援する目的で、「坂井市キッチンカー等導入支援事業補助金交付要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2. 用語の説明

この募集要項において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおり。

- (1) 中小企業者 坂井市中小企業振興基本条例（平成25年坂井市条例第25号）第2条第1号に規定する中小企業者をいう。
- (2) キッチンカー 調理した食材を販売するため、車両内での調理を目的とした設備が車内に固定されている車両をいう。
- (3) 移動販売車 商品を販売するための設備及び冷蔵機器等を備え付けた車両をいう。

2. 補助の対象者

- (1) 補助の対象者は、次の各号に掲げるすべての条件に該当する中小企業者とする。
 - ① 交付の申請を行う時点において、現に市内で事業を営んでいるものであって、1年以上の事業実績を有すること。
 - ② キッチンカー等を導入後、3年以上当該事業を継続する意思があること。
※キッチンカー等を導入後、3年間は毎年度末に事業報告書を提出しなければならない。
 - ③ 市税の滞納がないこと。
 - ④ 補助金の申請は、1事業者につき1回限りとする。
- (2) 補助の交付を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他法令を遵守すること。
 - ② キッチンカー等を、食品の調理販売や商品の積載販売以外の用途には使用しないこと。

3. 補助金額

- (1) 補助対象経費の2分の1。ただし、次に掲げる経費を除く。
 - ①単に既存事業に供する資産に関する購入費及び改造費
 - ②改造を伴わない車両のみの購入費。ただし、キッチンカー等に該当する車両の場合は除く。

※改造を伴わない軽貨物車等には、自動車メーカーやキッチンカー・移動販売車を製作会社がキッチンカーや移動販売車として販売している車両は含まれない。

③国、県等から補助を受けている経費、又は受ける予定の経費

(2) 補助限度額は1事業者あたり200万円

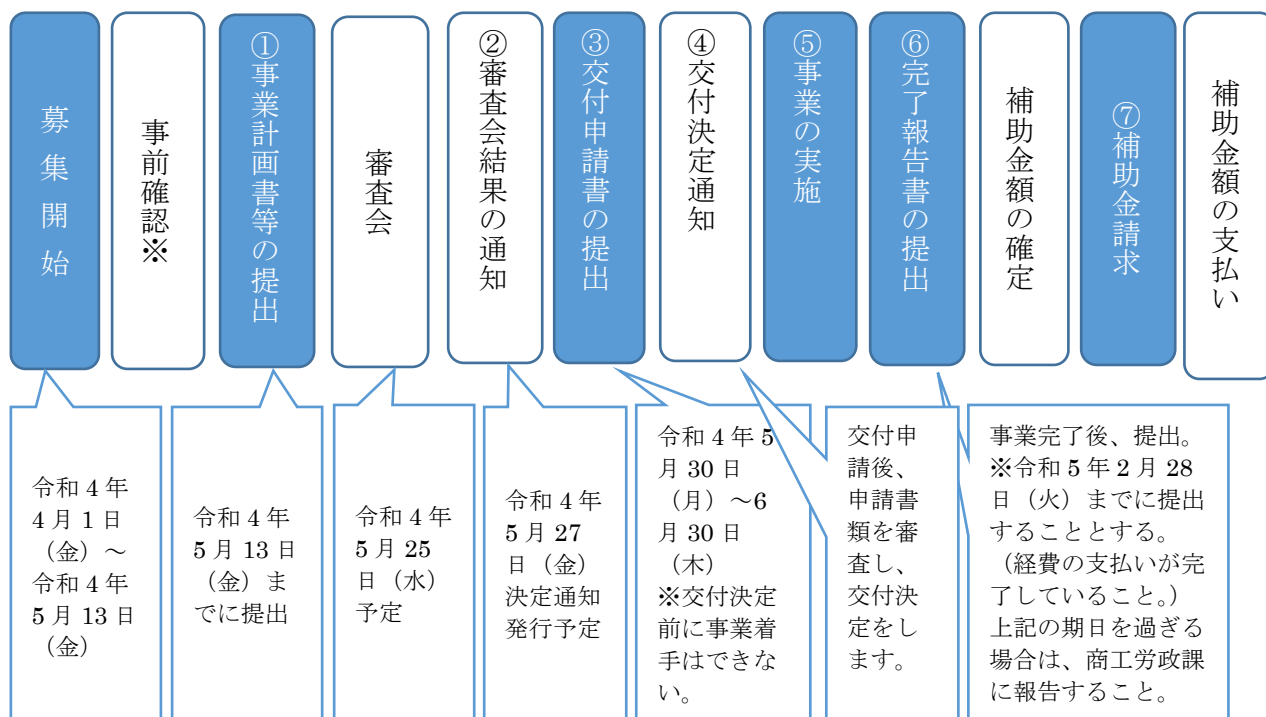
4. 補助対象経費

以下の経費とする。ただし、対象経費にかかる消費税及び地方消費税、自賠責保険料、自動車重量税、自動車税、印紙代は補助対象外となる。

経費区分	対象経費の例	対象外経費の例
購入費	キッチンカー及び移動販売車として使用する車両の購入費	使用目的が補助事業の目的に合わず、補助事業を活用して購入する必要が明らかでない車両の購入費 ※単なる既存事業に供する資産に関する購入費など
改造費	食品の調理及び販売を目的とした車両の改造費	使用目的が補助事業の目的に合わず、補助事業を活用して改造する必要が明らかでない車両の改造費 ※単なる既存事業に供する資産に関する改造費など

※食品の調理を目的とした設備を備え販売する車両、または商品を積載・陳列するとともに場所を移動して販売する車両とする。

5. 補助金交付申請までの流れ



※事前に、審査会に関する必要書類等の確認することは可能。ただし、事前確認が審査会の決定に影響を及ぼすものでなく、必須事項ではない。

①坂井市商工労政課への事業計画書等の提出（受付期限：令和4年5月13日（金））

下記の書類を提出することとする。

- ・事業計画書（坂井市キッチンカー等導入支援事業費補助金）
- ・購入または改造に要する費用の算出根拠がわかる書類の写し
- ・坂井市で事業を行っていることがわかる書類
- ・直近3年間の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

②審査結果通知書の送付（令和4年5月27日（金）発送予定）

坂井市商工労政課に提出された事業計画書等により、提出された事業計画書等が補助の対象要件を満たしているかについて形式審査を行う。その後、審査会による書面審査を行い、採択案件の決定をする。

審査の結果、採択・不採択の結果は、事業計画書等を提出した事業者へ書面でお知らせする。

③交付申請書の提出（受付期間：令和4年5月30日（月）～令和4年6月30日（木））

下記の書類を提出することとする。

- ・補助金等交付申請書

- ・ 事業に関する調書（審査会の審査結果通知書）
- ・ 事業計画書（坂井市キッチンカー等導入支援費事業補助金）（様式第1号）
- ・ 購入または改造に要する費用の算出根拠がわかる書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類
 - ※以下の2点については、審査会への事業計画等の提出時点と変更がない場合は、省略することができるものとする。
- ・ 坂井市で事業を行っていることがわかる書類
- ・ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書の写し

④ 交付決定（交付申請書の提出後、申請書類を審査し発送）

交付申請書の提出後、内容を審査し、決定事業者に対し補助金交付決定通知書を送付する。

通知書で示される金額は予定額となるが、確定時に増額することはない。

本決定通知書の交付決定日以前に、契約や購入等された経費については、補助対象外。

⑤ 事業の実施（実施期限：令和5年2月28日（火））

期限までに、必ず経費の支払いを終えるものとする。

なお、申請内容に変更が生じた場合には、（軽微な変更以外）届出が必要となる。

⑥ 事業完了報告書の提出（受付期限：令和5年2月28日（火））

以下の書類を提出することとする。

- ・ 補助金事業等実績報告書
- ・ 事業実績決算書（様式第2号）
- ・ 購入または改造に要した経費の支払いが確認できる書類の写し
- ・ キッチンカー等の営業許可証明書や営業届出の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

6. 審査会による事業評価基準について

以下の項目を基準に審査会で評価を行うものとする。

- ① キッチンカー等を活用した商品やサービスとしての需要性があること。
- ② 提供する商品やサービスの独自性があること。
- ③ 売上や利益増が見込まれること。
- ④ 事業の持続性、成長性が見込まれること。
- ⑤ 地域経済への波及効果が見込まれること。

7. 募集スケジュール等

- 事業計画等の募集期間 令和4年4月1日（金）～令和4年5月13日（金）
- 審査会 令和4年5月下旬（令和4年5月25日（水）予定）
- 交付申請書の受付開始 令和4年5月30日（月）～

8. 事業計画等の提出方法及び提出先

令和4年5月13日（金）までに、下記まで郵送または持参するものとする。なお、郵送の場合は、令和4年5月13日（金）の当日消印まで有効。また、電子メール申請の受け付けも可能とする。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市産業政策部商工労政課

（持参の場合：平日8：30～17：15、土日祝日は休み）

9. 注意事項

事業の要件を満たしている場合であっても、予算の制約等により必ずしも採択されるとは限らない。

10. 問い合わせ先

坂井市産業政策部商工労政課

電話 0776-50-3153

（平日8：30～17：15、土日祝日は休み）

E-mail syoukou@city.fukui-sakai.lg.jp